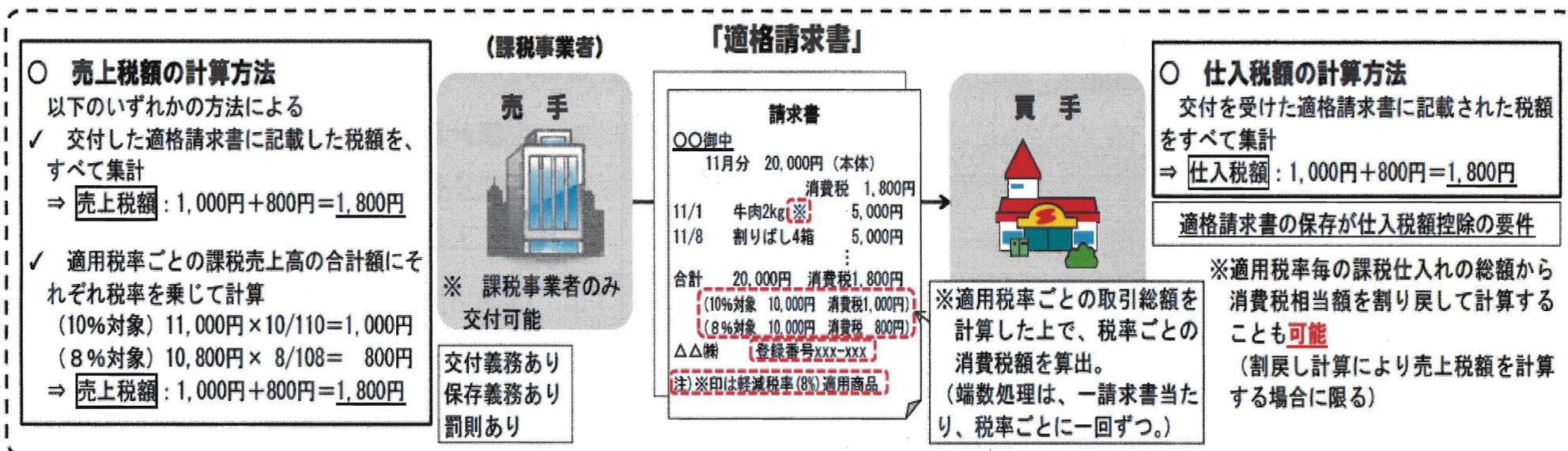


適格請求書等保存方式(平成33年4月～)

○平成33年4月1日から導入(登録は平成31年4月1日から)。



(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能(適格請求書等の保存は不要)。
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
- ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。
- ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる(適格簡易請求書)。
 - ・ 「適用税率」及び「適用税率毎の消費税額等」 → 「適用税率」又は「適用税率毎の消費税額等」
 - ・ 「交付を受ける事業者の氏名又は名称」 → 省略